

手配旅行取引条件説明書

(旅行業法第12条の4による取引条件説明書面)

(旅行業法第12条の5による契約書面)

この取引条件説明書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

兵庫県車庫簿付業 地域-753

一般社団法人明石観光協会

1 手配旅行契約

(1) 「手配旅行契約」(以下「契約」といいます。)とは、一般社団法人明石観光協会(以下「当協会」といいます。)が、お客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

(2) 当協会は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

2 契約の申込み

(1) 契約を申し込もうとするお客様は、当協会所定の申込書に記入の上、所定の申込金とともに、当協会に提出していただきます。

(2) 当協会と通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規定に関わらず、会員番号等を通知するものとします。

(3) (1)の申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当協会に支払う金銭の一部として取扱います。

(4) 当協会は、お客様が定めた契約責任者が構成者の契約の締結に関する一切の権限を有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。その際、契約責任者は当協会が定める期日までに構成者の名簿を提出するものとします。また、契約責任者が旅行に同行しない場合、旅行開始後は、契約責任者が選任した引率責任者を契約責任者とみなします。

3 申込み条件

- (1) お申込み時に18歳未満の方は親権者の同意が必要です。
- (2) 健康を害している方、身体に障がいのある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等その他の特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し出ください。当協会は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当協会がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とします。
- (3) 当協会は、お客様が次の①から④のいずれかに該当した場合は、お申込みをお断りすることがあります。

① 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できない場合。

② お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合。

③ お客様が当協会に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行った場合。

④ お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当協会の信用を毀損し若しくは当協会の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合。

(4) その他当協会の業務上の都合がある場合は、お申込みをお断りする場合があります。

4 契約の成立

(1) 契約は当協会が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。

(2) 当協会は契約責任者と契約を締結する場合書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申し込みを受けることがあ

ります。

(3) 通信契約は(1)の規定にかかわらず、当協会が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。但し、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

(4) 当協会は(1)の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする契約であって旅行代金と引き換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。この場合において、契約は当協会が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。

5 契約書面

当協会は、お客様と旅行契約を締結したときは、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び、当協会の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。但し、当協会が手配するすべての旅行サービスについて航空券、乗車券、宿泊券、各種パウチャーその他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、契約書面を交付しないことがあります。

6 情報通信の技術を利用する方法

(1) 当協会は、あらかじめお客様の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとする場合に、お客様に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当協会の責任に関する事項を記載した書面、又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」といいます。)を提供したときは、お客様の使用する通信機器に備えられたファイルに記載 事項が記録されたことを確認します。

(2) 前項の場合において、お客様の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当協会の使用する通信機器に備えられたファイル(専ら当該お客様の用に供するものに限りま)に記載事項を記録し、お客様が記載事項を閲覧したことを確認します。

7 契約内容の変更

(1) お客様は、当協会に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約内容の変更の求めがあったときは、当協会は可能な限りお客様の求めに応じます。

(2) お客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料を負担いただくほか、変更手数料を支払わなければなりません。また、当該契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少はお客様に帰属するものとします。変更手数料における、運送・宿泊機関及び観光施設の変更については、当協会所定の取扱料金によります。

8 契約の解除

(1) お客様は次の①から③の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

- ① お客さまが提供を受けた旅行サービスの費用
- ② 未提供の旅行サービスに係る取消料その他サービス提供機関の未払い費用
- ③ 当協会所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手数料

(2) 当協会の責任により旅行サービスの手配が不可能となった場合は、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当協会は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除して払い戻します。

9 当協会による契約の解除

(1) 当協会は、お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わない場合、また、第3項3号の①から④のいずれかに該当することが判明した場合は、契約を解除することがあります。

(2) 前号により契約が解除された場合は、お客様は前項(1)の①から③の料金をご負担いただきます。

10 旅行代金

(1) 当協会は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合、旅行代金を変更することがあります。

この場合、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

(2) 旅行代金は、原則として、旅行出発日の前日までに全額お支払いいただきます。団体・グループ旅行の場合、旅行代金の支払期日及び方法は、旅行引受書若しくは旅行引受書に付随する請求書にて明示します。

(3) 当協会は、旅行終了後すみやかに支払旅行代金の精算をします。

11 旅行業務取扱料金

(1) 取扱料金

運送・宿泊機関等の複合手配	旅行費用総額の20%以内
運送・宿泊機関の単一手配	1手配につき20%以内 (下限料金550円)

(2) 変更手続料金

運送・宿泊機関の予約変更	1運送・宿泊機関等 それぞれ1件につき20%以内 (下限料金550円)
--------------	---

(3) 取消手続料金

運送・宿泊機関の予約取消・払戻	1運送・宿泊機関等 それぞれ1件につき20%以内 (下限料金550円)
-----------------	---

12 国内宿泊施設の取消料金

(1) 旅館・ホテルの取消料は各施設の宿泊約款によります。

(2) 一部人員の変更(減員)については、別途取消料を定めています。

(3) 宿泊日当日、券面人員が減少した場合は、お泊りになった宿泊施設で所定の減員証明を受けて、払い戻し欄にご署名ください。

(4) 払戻しは宿泊日より1ヶ月以内にお申し出ください。

(5) 同一旅館・ホテルに連泊の場合は、1泊の宿泊料金を基準として取消料を適用します。

14 当協会の責任及び免責

(1) 当協会は、当協会又は当協会の手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当協会に通知があった場合に限り、

(2) 次の①から⑤の場合は、原則として責任を負いません。

① 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止

② 官公署の命令

③ 伝染病による隔離

④ 自由行動中の事故

⑤ 食中毒

⑥ 盗難

⑦ その他当協会の関与しえない事由により損害を被った場合

(3) 当協会は、手荷物について生じた(1)の損害については、同項の規

定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当協会に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

15 お客様の責任

(1) 当協会は、お客様の故意または過失により当協会が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません。

(2) お客様は、契約を締結するに際しては、当協会から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当協会又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

19 個人情報の取り扱いについて

当協会は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただくほか、次の①から⑤の内容でお客様の個人情報を利用させていただく場合があります。

① 当協会及び当協会と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内

② 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い

③ アンケートのお願い

④ 特典サービスの提供

⑤ 統計資料の作成

20 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当協会の旅行業約款(手配旅行契約の部)に定めるところによります。

21 旅行条件の基準日

本旅行条件の基準日は令和5年5月1日現在の運賃、料金を基準としています。

☆手配旅行契約には募集型・受注型企画旅行と異なり特別補償規定の適用はありません。ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の旅行保険に加入されることをお勧めします。

☆このご旅行に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたら下記の旅行業務取扱管理者へご質問ください。

(R5/05)

登録番号:兵庫県知事登録旅行業 地域-753号

名称:一般社団法人明石観光協会

所在地:明石市東仲ノ町6-1 アスピア明石北館7階

電話番号:078-918-5080

担当者名:前川 有佳里(国内旅行業務取扱管理者)

(一社)全国旅行業協会正会員

取扱可能地域:明石市及び隣接する市町村